



平成 29 年 4 月 20 日

各 位

会社名 株式会社トーアミ
代表者名 代表取締役社長 北川 芳仁
(コード 5973 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 服部 利昭
(TEL 072-876-1121)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 78 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社グループは、企業価値の継続的な向上と株主の皆様をはじめとするステークホルダーから信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築することが、経営上の最重要課題と位置付けております。このため、担当取締役を中心としたコンプライアンス及びリスク管理の推進組織を当社グループ内に設置し、内部統制システムの整備と運用の充実を図ると共に、そのモニタリングを通して経営の効率性、健全性、透明性の向上と企業倫理の確立を目指し、企業統治の実現を図ってまいりました。

また、当社は社外取締役 1 名及び社外監査役 2 名を置き、取締役の職務執行の監視と取締役会の運営に関して外部の視点を反映させることで、取締役会の機能強化と業務執行の適正化に貢献しています。

平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社が導入されたので、この新たな企業統治体制について検討を重ねた結果、コーポレートガバナンス体制の強化と経営の監督機能の一層の強化と共に、意思決定の迅速化を図るため、現在の内部統制システム及びモニタリング体制を維持しながら監査等委員会設置会社に移行することが適切であると判断するに至りました。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 78 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。



2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定の削除、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びにその他所要の変更を行うものであります。
- ② 社外取締役との責任限定契約について、報酬体系の変更に伴い、責任限度額「240万円以上であらかじめ定めた金額」を削除し、「法令が規定する額」に一本化するものであります。
この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 業務執行との機能分離による経営監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図る観点から、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- ④ 公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日（予定）

以 上

[別紙] 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第一章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第一章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) 監査役会 (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して</u> 行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して</u> 行う。
第二章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)	第二章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)
第三章 株主総会 第13条～第17条 (条文省略)	第三章 株主総会 第13条～第17条 (現行どおり)
第四章 取締役及び取締役会	第四章 取締役及び取締役会
(員 数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	(員 数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第 22 条 (条文省略)	第 22 条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法等)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法等)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。</p>

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印を行う。	(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を、書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。
第 26 条 (条文省略)	第 26 条 (現行どおり)
(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第五章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数) 第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現行定款	変更案
(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印を行う。	(削除)
(監査役会規則) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(報酬等) 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(社外監査役との責任限度契約) 第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(削除)
(新設)	第五章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を、書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役等委員会規則)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第六章 会計監査人 第 39 条～第 40 条（条文省略）	第六章 会計監査人 第 35 条～第 36 条（現行どおり）
第七章 計 算 第 41 条～第 44 条（条文省略）	第七章 計 算 第 37 条～第 40 条（現行どおり）